

厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件

○厚生労働省告示第十四号

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第七条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める手数料の額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年二月四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後

職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第七條第二項に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる検定職種及び同表の中欄に掲げる試験区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。

検定職種	試験区分	手数料の額
キャリアコンサルティング	特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会が実施する次の試験に係るもの 一 一級 実技試験 (略)	三三、五〇〇円 (略)
眼鏡作製	公益社団法人日本眼鏡技術者協会が実施する次の試験に係るもの 一 一級 (略) 学科試験 二 二級 (略) 学科試験	(略) 九、九〇〇円 (略) 九、九〇〇円 (略)

改正前

職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第七條第二項に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる検定職種及び同表の中欄に掲げる試験区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。

検定職種	試験区分	手数料の額
キャリアコンサルティング	特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会が実施する次の試験に係るもの 一 一級 実技試験 (略)	二九、九〇〇円 (略)
眼鏡作製	公益社団法人日本眼鏡技術者協会が実施する次の試験に係るもの 一 一級 (略) 学科試験 二 二級 (略) 学科試験	(略) 八、九〇〇円 (略) 八、九〇〇円 (略)

					ブライダル コ ー デ ィ ネ ー ト	公益社団法人日本 ブライダル文化振興 協会が実施する次の 試験に係るもの	一 一級 実技試験 二六、〇〇〇円 二 二級 学科試験 八、五〇〇円 三 三級 実技試験 二一、〇〇〇円 学科試験 六、五〇〇円 実技試験 四、〇〇〇円 学科試験 四、五〇〇円
	着付け (略)	一般社団法人全日本 着付け技能センタ ーが実施する次の試 験に係るもの	一 一級 (略) 二 二級 学科試験 二一、四〇〇円 学科試験 (略)				(略)
	機械保全 (略)						(略)
工	シャッター施 工	一般社団法人日本 シャッター・ドア協 会が実施する次の試 験に係るもの					(略)

					ブライダル コ ー デ ィ ネ ー ト	公益社団法人日本 ブライダル文化振興 協会が実施する次の 試験に係るもの	一 一級 実技試験 二四、八〇〇円 二 二級 学科試験 八、〇〇〇円 三 三級 実技試験 一九、八〇〇円 学科試験 六、〇〇〇円 実技試験 三、〇〇〇円 学科試験 四、〇〇〇円
	着付け (略)	一般社団法人全日本 着付け技能センタ ーが実施する次の試 験に係るもの	一 一級 (略) 二 二級 学科試験 二一、四〇〇円 学科試験 (略)				(略)
	機械保全 (新設)						(略)
	(新設)						(略)

(略)																			
(略)	<table border="0"> <tr> <td>一級</td> <td>実技試験</td> <td>三、九〇〇円</td> </tr> <tr> <td>二級</td> <td>実技試験</td> <td>三、九〇〇円</td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>実技試験</td> <td>三、九〇〇円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学科試験</td> <td>八、九〇〇円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学科試験</td> <td>八、九〇〇円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学科試験</td> <td>八、九〇〇円</td> </tr> </table>	一級	実技試験	三、九〇〇円	二級	実技試験	三、九〇〇円	三級	実技試験	三、九〇〇円		学科試験	八、九〇〇円		学科試験	八、九〇〇円		学科試験	八、九〇〇円
一級	実技試験	三、九〇〇円																	
二級	実技試験	三、九〇〇円																	
三級	実技試験	三、九〇〇円																	
	学科試験	八、九〇〇円																	
	学科試験	八、九〇〇円																	
	学科試験	八、九〇〇円																	
(略)	<table border="0"> <tr> <td>三、九〇〇円</td> <td>三、九〇〇円</td> <td>三、九〇〇円</td> </tr> <tr> <td>八、九〇〇円</td> <td>八、九〇〇円</td> <td>八、九〇〇円</td> </tr> </table>	三、九〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	八、九〇〇円	八、九〇〇円	八、九〇〇円												
三、九〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円																	
八、九〇〇円	八、九〇〇円	八、九〇〇円																	

(略)	
(略)	
(略)	